

## 八戸市次世代エールデジタル商品券決済端末導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市次世代エールデジタル商品券（以下「デジタル商品券」という。）の発行に際し、デジタル商品券の決済に利用できるタブレット端末又はスマートフォン（以下「端末」という。）の導入に要する経費について、予算の範囲内において、八戸市次世代エールデジタル商品券決済端末導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定める。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) デジタル商品券の参加店を営んでいること。
- (3) デジタル商品券の参加店募集が開始される以前から市内で事業を営んでおり、又はデジタル商品券の参加店募集が開始される以前から市内で事業を営んでいる者から事業を承継して開業しており、かつ、当該事業が前号に掲げる店舗と同一のものであること。
- (4) 法人にあっては市内に本店登記をしていること。
- (5) 納付すべき市税の滞納がないこと。
- (6) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。

### (補助事業)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、デジタル商品券の決済に利用できる端末の導入事業のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 端末は市内の小売店等において購入すること。
- (2) 前号に掲げる購入に当たり、代金の支払を割賦により行っていないこと。
- (3) CPM方式（消費者が決済用バーコード等を提示し、店舗が端末により読み取る決済方式）に対応した端末を導入すること。
- (4) Android端末の場合はAndroid10以上、iOS端末の場合はiOS16以上を搭載したものを導入すること。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助事業に係る端末の購入費のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象経費に購入費を含むことができる端末は、1店舗につき1台に限る。
  - (2) 補助対象経費に購入費を含むことができる端末は、令和5年6月26日以降に購入されたものに限る。
  - (3) 端末の附属品等の購入経費、初期設定等のサポートに係る経費並びに電話回線及びインターネット回線の開設又は利用に係る経費等の端末の購入及び利用に附随する諸経費を補助対象経費に含むことはできない。
- 2 八戸市次世代エールデジタル商品券実行委員会（以下、「実行委員会」という。）委員長は、補助金の趣旨及び公平性を担保するために特に必要と認められる場合、特定の

店舗又は事務所を前項第1号に掲げる店舗に含めないことができる。

- 3 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の4分の3以内の額とする。ただし、小数点以下は切り捨てる。
- 4 前項の場合において、補助金の額の上限は2万5千円とする。

(交付申請及び請求)

第5条 補助事業者は、補助金の交付申請及び請求を行う場合、八戸市次世代エールデジタル商品券決済端末導入補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 端末を購入した際の領収書の写し
  - (2) 履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）
  - (3) 直近の確定申告書又は開業届の写し（個人事業者のみ）
  - (4) 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）
  - (5) その他実行委員会委員長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の書類は、発行した小売店等が市内に所在する旨及び購入した者の法人名又は氏名若しくは店舗名が記載されたものでなければならない。
  - 3 第1項第2号の書類は、税務署又は青色申告会の収受印が押されたものでなければならない。
  - 4 デジタル商品券の参加店募集が開始される以前から市内で事業を営んでいる者から事業を承継して開業した者については、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
    - (1) 事業承継の事実が分かる事業譲渡契約書等の書類の写し（法人のみ）
    - (2) 事業承継の事実が分かる開廃業届の写し（個人事業者のみ）
  - 5 第1項に掲げる書類等の提出については、実行委員会が設けるウェブフォームにおいて、次に掲げる方法によって行うこともできるものとする。
    - (1) 八戸市次世代エールデジタル商品券決済端末導入補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）については、書類を提出する代わりに、ウェブフォームに設けられた所定の欄に必要事項を記入する。
    - (2) 第1項第1号から第5号に掲げる書類については、ウェブフォームにおいてPDFファイル又は画像ファイルをアップロードする。
  - 6 補助金の交付申請及び請求の受付期間は、令和5年9月15日から令和5年11月30日まで（消印有効）とする。

(交付決定)

第6条 実行委員会委員長は、補助金を交付すると決定した場合、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 実行委員会委員長は、補助金を交付しないと決定した場合、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(交付条件)

第7条 実行委員会委員長は、補助金を交付すると決定した場合、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、参加店登録を行う際にCPM方式に対応不可能である旨の回答をしていた場合、登録内容を修正し、CPM方式に対応可能としなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により導入した端末をデジタル商品券の利用期間が終了する以前に破損し、紛失し、廃棄し、又は他人に譲渡し、若しくは売却してはならない。
- (3) 補助事業者は、デジタル商品券の利用期間内であるか否かにかかわらず、補助事業により導入した端末をデジタル商品券以外のサービスに係る決済に利用することができる。ただし、決済及び決済に付随する用途以外に利用することはできない。

2 補助事業者が前項各号に掲げる条件を満たさなかった場合、実行委員会委員長は、補助事業者に補助金の返還を求めることができる。ただし、前項第2号に掲げる条件を満たさなかった場合であっても、破損した端末を修理し再度決済に利用した場合又は紛失した端末を発見し再度決済に利用した場合は、この限りではない。

(取下期日)

第8条 補助金の交付申請の取下期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日を経過した日とする。

(交付時期)

第9条 補助金は、補助事業者からの八戸市次世代エールデジタル商品券決済端末導入補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)による請求に基づき、一括して交付する。

2 実行委員会委員長は、前項の交付を行う場合、第6条第1項の規定により交付を決定したことを通知した日から起算して30日以内の所定の支払日に行わなければならない。

(端末及び書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業により導入した端末並びに補助金の交付申請及び請求に係る書類について、令和6年4月1日から5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から実施する。

附則

改正後のこの要綱は、令和5年10月27日から実施する。